

一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（案）

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条第 5 項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

1 特定都市河川

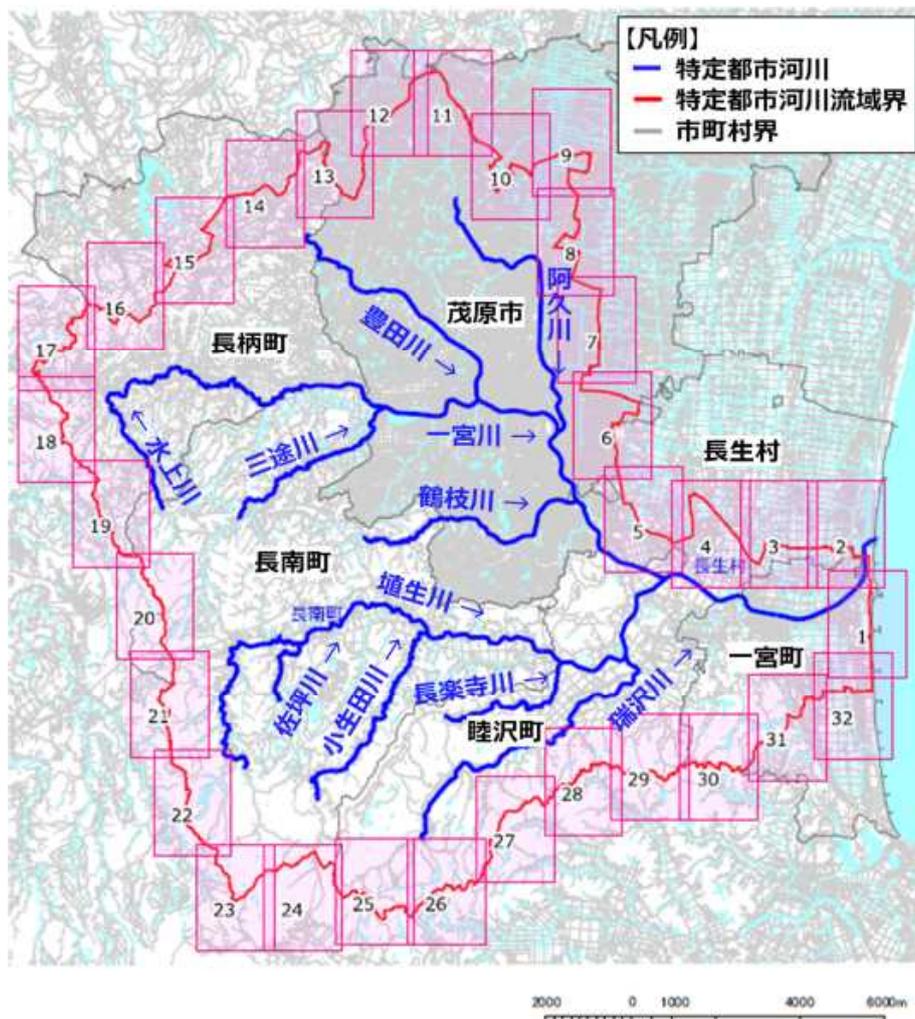
一宮川水系

名 称	区 間	
一 宮 川	左右岸	長生郡長柄町刑部県道茂原五井線岩川橋下流端から海に至る
瑞 沢 川	左岸	長生郡睦沢町大字妙楽寺字入内 838 番 1 地先から一宮川への合流点
	右岸	長生郡睦沢町大字妙楽寺字寺代 1,090 番 2 地先町道寺代線寺台橋上流端から一宮川への合流点
埴 生 川	左岸	長生郡長南町市野々字宮田 109 番 1 地先から瑞沢川への合流点
	右岸	長生郡長南町市野々字宮田 109 番 2 地先町道水沼市野々線三川橋上流端から瑞沢川への合流点
長 楽 寺 川	左岸	長生郡睦沢町佐貫字木曾ノ谷地先から埴生川への合流点
	右岸	長生郡睦沢町佐貫字高井 3,324 番 1 地先町道杉山木曾ノ谷線木曾橋上流端から埴生川への合流点
小 生 田 川	左岸	長生郡長南町市野々字部台 2,130 番 2 地先から埴生川への合流点
	右岸	長生郡長南町市野々字中島 1,755 番地先県道茂原大多喜線トンネル入口から埴生川への合流点
佐 坪 川	左岸	長生郡長南町佐坪字大橋南 1,495 番 1 地先から埴生川への合流点
	右岸	長生郡長南町佐坪字永沼 1,497 番 2 地先県道長柄大多喜線佐坪橋上流端から埴生川への合流点
鶴 枝 川	左岸	長生郡長南町坂本字境部田 2,172 番地先から一宮川への合流点
	右岸	長生郡長南町坂本字馬場 3,743 番 1 地先から一宮川への合流点
阿 久 川	左岸	茂原市長尾 1,189 番地先から一宮川への合流点
	右岸	茂原市長尾 1,190 番地先から一宮川への合流点

豊田川	左岸	長生郡長柄町大字味庄字打越谷 313 番地先から一宮川への合流点
	右岸	長生郡長柄町大字味小字仲田 314 番地先町道味庄線味庄橋から一宮川への合流点
三途川	左岸	長生郡長南町千田字鍛冶屋谷 749 番 1 地先から一宮川への合流点
	右岸	長生郡長南町千田字鍛冶屋谷 750 番 2 地先から一宮川への合流点
水上川	左岸	長生郡長南町笠森字下田 487 番 1 地先から一宮川への合流点
	右岸	長生郡長南町深沢字本郷前 135 番 1 地先国道 409 号笠森橋上流端から一宮川への合流点

2 特定都市河川流域

茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町及び長南町のうち、
 図－1の示す部分（詳細は資料－2のとおり）



図－1：特定都市河川流域

3 基準降雨

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、上記の特定都市河川流域に係る基準降雨を次のとおり定める。

基準降雨は、確率年10年（年超過確率1/10）、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間とし、既存の降雨観測記録から設定する。

なお、基準降雨の公示は、24時間の10分ごとの時間帯における降雨強度値をもって行う。